

初等中等教育におけるキャリア教育・進路指導の 充実に関する文部科学省の主な取組について

1. 文部科学省における主なキャリア教育施策の展開	1
2. 報告書・手引・パンフレット等の発行の経緯	2
3. 教育基本法等におけるキャリア教育の位置づけ	3
4. 加配教職員定数について	7
5. 生徒指導・進路指導総合推進事業	8
6. 平成22年度キャリア教育推進フォーラム	9

1. 文部科学省における主なキャリア教育推進施策の展開

平成11年(1999年) 12月 中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続改善について」

- 文部科学行政関連の審議会報告等において、「キャリア教育」という用語が初めて登場
- 改善の方策
 - ・ キャリア教育を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある。
 - ・ 家庭・地域と連携し、体験的な学習を重視する必要がある。
 - ・ 各学校ごとに目標を設定し、教育課程に位置付けて計画的に行う必要がある。

平成14年(2002年) 11月 国立教育政策研究所「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について(調査研究報告)」
文部科学省「キャリア教育に関する総合的調査研究者会議」設置

平成15年(2003年) 6月 「若者自立・挑戦プラン」

平成16年(2004年) 1月 文部科学省「キャリア教育に関する総合的調査研究者会議」報告書

平成16年度(2004年) 「新キャリア教育プラン推進事業」 (～平成18年度)

平成16年(2004年) 12月 「若者自立・挑戦のためのアクションプラン」

平成17年度(2005年) 「キャリア教育実践プロジェクト」 (～平成20年度)

平成18年(2006年) 「若者自立・挑戦のためのアクションプラン(改訂)」

平成19年度(2007年) 「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」 (～平成21年度)

平成19年(2007年) 「キャリア教育等推進プラン -自分でつかもう自分の人生-」

平成21年度(2009年) 「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」

平成22年度(2010年)～ 「生徒指導進路指導総合推進事業」

平成23年(2011年) 1月 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(予定)

2. 報告書・手引き・パンフレット等の発行の経緯

平成14年(2002年)11月 国立教育政策研究所「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について(調査研究報告)」
文部科学省「キャリア教育に関する総合的調査研究者会議」設置

平成16年(2004年)1月 文部科学省「キャリア教育に関する総合的調査研究者会議」報告書

平成16年(2004年)1月 報告書「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために」

平成17年(2005年)11月 「中学校職場体験ガイド」

平成18年(2006年)3月 「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査報告書」

平成18年(2006年)11月 「小学校・中学校・高等学校 キャリア教育推進の手引き」

平成18年(2006年)11月 「高等学校におけるキャリア教育推進に関する調査研究協力者会議」報告書

平成19年(2007年)3月 「職場体験・インターンシップに関する調査研究報告書」

平成20年(2008年)3月 「キャリア教育体験活動事例集(第1分冊)一家庭や地域との連携・協力一」

平成20年(2008年)3月 「自分に気づき、未来を築くキャリア教育一小学校におけるキャリア教育推進のために一」(パンフレット)

平成21年(2009年)3月 「キャリア教育体験活動事例集(第2分冊)一家庭や地域との連携・協力一」

平成21年(2009年)11月 「自分と社会をつなぎ、未来を拓くキャリア教育一中学校におけるキャリア教育推進のために一」
(パンフレット)

平成22年(2010年)3月 「小学校キャリア教育の手引き」

平成22年(2010年)2月 「自分を社会に生かし、自立を目指すキャリア教育一高等学校におけるキャリア教育推進のために一」
(パンフレット)

平成23年(2011年)1月 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(予定)

平成23年(2011年)3月 「中学校キャリア教育の手引き」(予定)

3. 教育基本法等におけるキャリア教育の位置づけ

教育基本法(平成18年12月改正) (関係条文抜粋)

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

学校教育法(平成19年6月改正) (関係条文抜粋)

義務教育

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

高等学校

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

学習指導要領の改訂

小学校・中学校(平成20年3月)

高等学校(平成21年3月)

学習指導要領改訂までの主な経緯

平成17年(2005年) 2月 学習指導要領の見直しに着手(大臣からの要請)

平成18年(2006年)12月 教育基本法改正

平成19年(2007年) 6月 学校教育法改正

平成19年(2007年)11月 中央教育審議会教育課程部会「審議のまとめ」

広く国民から意見募集・関係団体からヒアリング

平成20年(2008年) 1月 中央教育審議会答申

平成20年(2008年) 2月 幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領 改訂案公表

広く国民から意見募集

平成20年(2008年) 3月 幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領改訂

平成20年(2008年)12月 高等学校学習指導要領 改訂案公表

広く国民から意見募集

平成21年(2009年) 3月 高等学校学習指導要領改訂

小中学学習指導要領の改訂(キャリア教育)

小学校

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
2 以上のほか、次の事項に配慮する。
(5)各教科の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。

第5章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い
2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
(3)自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容
〔学級活動〕

2 内容

(1)学級や学校の生活づくり

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

〔学校行事〕

2 内容

(5)勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする

(2)〔学級活動〕などにおいて、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫すること。

中学校

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
2 以上のほか、次の事項に配慮する。
(4)生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。
(5)生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い
2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
(3)自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
(7)職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探求活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容
〔学級活動〕

2 内容

(2)適応と成長及び健康安全

- ア. 青年期の不安や悩みとその解決 イ. 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ. 社会の一員としての自覚と責任 エ. 男女相互の理解と協力
- オ. 望ましい人間関係の確立 カ. ボランティア活動の意義の理解 など

(3)学業と進路

- ア. 学ぶことと働くことの意義の理解 イ. 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ. 進路適性の吟味と進路情報の活用 エ. 望ましい職業観、勤労観の形成
- オ. 主体的な進路の選択と将来設計

〔学校行事〕

2 内容

(5)勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする

- (2)生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談(進路指導を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。
- (3)学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に、中学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるように工夫すること。

高等学校学習指導要領の改訂(キャリア教育)

高等学校

第1章 総則 第2款 各教科及び単位数等

- 5 学校設定教科
(2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することを配慮するものとする。
ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成 イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察 ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

第3款 各教科・科目の履修等

3 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については、上記1のほか次のとおりとする。

- (1) 総合学科においては、第2款の5の(2)に掲げる「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とすること。

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- (1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
(3) 学校においては、**キャリア教育**を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。
(4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。
ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

- (2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。
(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、**キャリア教育**を推進すること。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(9) 総合学科においては、総合的な学習の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。
(2) 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
(3) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動] 2 内容 (3) 学業と進路

ア. 学ぶことと働くことの意義の理解 イ. 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用 ウ. 教科・科目の適切な選択

エ. 進路適性の理解と進路情報の活用 オ. 望ましい勤労観・職業観の確立 カ. 主体的な進路の選択決定と将来設計

[学校行事] 2 内容 (5) 勤労生産・奉仕の行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動などが助長されるようにすること。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。
(2) 生徒指導の機能を十分生かすとともに、教育相談(進路相談を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。
(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう[ホームルーム活動等]の指導を工夫すること。特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるようにすること。
(4) [ホームルーム活動]を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を追求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること。

4. 加配教職員定数について(高校)

高等学校における加配教職員定数は、少人数指導等の実施、中途退学や日本語指導の対応など、学校が個々に抱える問題解決のために、基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているものであり、学校規模等により算定される基本的な定数とともに地方財政計画人員に計上され、全額地方交付税措置がなされるものである。

平成23年度における加配教職員定数一覧(案)

加配事項	内容	予算定数
指導方法改善 (法9条2項)	外国語のオーラルコミュニケーション、数学のコンピュータ授業などにおける少人数指導	2,132人
生徒支援 (法22条3号)	中途退学や日本語指導など教育指導上特別な配慮が必要な生徒対応	(+200) 1,034人
養護教諭 (法22条3号)	事件の発生に伴う心のケアなど生徒の心身の健康への対応	47人
職業系類型・コース開設 (法22条4号)	普通科において職業系の類型・コースを開設し、多様な教育を展開	310人
多様な教科・科目開設 (法22条4号)	普通科において多数の教科・科目を開設し、多様な教育を展開	79人
研修等定数 (法22条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	(△200) 2,450人
合計		(±0) 6,076人

※上段()書きは対前年度増減

5. 生徒指導・進路指導総合推進事業

平成23年度予算額(案) 278,831千円(490,763千円)

児童生徒を取り巻く課題

【生徒指導】

暴力行為、いじめ、不登校、自殺など、児童生徒の問題行動等は依然として相当数に上っており、憂慮すべき事態にあること、また、問題行動等が複雑化・多様化し、対応・解決が困難な事例が増加していることなどから、生徒指導の充実が必要である。

【進路指導】

近年の産業構造、雇用慣行の変化等により、就職時のミスマッチの拡大、高い離職率などの問題が生じ、児童生徒が将来の生活や社会人としての生き方を描くことが難しくなっている。このような状況から、児童生徒の勤労観・職業観を育成するキャリア教育の推進や就職支援の強化などの進路指導の充実が強く求められている。

暴力行為
対策

いじめ
対策

不登校
対策

自殺予防

進路指導

児童生徒の様々な課題について、各委員会において対応策を調査研究

実践・実証

地方自治体等において、各対応策を実践・実証

検証・改善

成果普及

実践・検証を踏まえ各対応策を改善し、モデルとなる対応マニュアルやプログラム等を全国に提示するとともに必要に応じて施策立案、制度改正等を実施

成果普及

問題行動調査等
により新たな課
題の発見・抽出

6. 平成22年度キャリア教育推進フォーラム

日時 平成23年1月14日（金） 13:00～16:30

場所 文部科学省第二講堂（旧文部省庁舎）

日程

- 13:00～13:10 開会挨拶、来賓・主催者紹介
- 13:10～13:30 キャリア教育優良教育委員会・学校、企業及びPTA団体等文部科学大臣表彰
- 13:30～13:35 文部科学大臣祝辞
- 13:35～14:35 基調講演「学校におけるキャリア教育の推進について」
立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授
国立大学法人筑波大学キャリア支援室シニアアドバイザー
渡辺三枝子 氏
- 14:35～14:50 休憩
- 14:50～16:25 先進事例発表
- 1 仙台市
仙台市教育委員会学校教育部確かな学力推進室
指導主事 長田 徹 氏
- 2 高知県
高知県教育委員会事務局高等学校課
指導主事 正木 章彦 氏
高知県立高知南中・高等学校 校長 垣内 守男 氏
- 3 清川メッキ工業株式会社 専務取締役 清川 卓二 氏
- 16:25～16:30 閉会挨拶